

第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託実施要領

1. 目的

この要領は、第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託において、豊富な情報、知識、経験を有した業務遂行能力の高い優秀な受託事業者を選定するため、事業者からの企画提案を受けて審査することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別紙1「第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

「仕様書」に記載のとおり

(4) 業務費限度金額

業務費限度額6,831,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本事業に参加できる者は、以下の参加資格をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年度・令和6年度の泉大津市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 「参加表明書（様式1）」の提出時において、泉大津市から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
 - ① 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による

- 会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
- (6) 過去10年間（平成26年1月から令和5年12月まで）において、自治体における健康増進計画等に関する計画策定業務の実績を有していること。なおここで言う実績とは、本件業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部を受託した実績は含まないものとする。
- (7) 本業務を総括する管理技術者として、自治体における健康増進計画等に関する計画策定業務の業務実績がある者を配置できること。
- (8) 近畿2府4県に本店又は支店、営業所などの事業活動拠点を有し、その拠点に所属する要員が業務に従事することができること。

4. プロポーザル実施スケジュール

項番	手続等	期間等
1	募集開始	令和6年2月1日（木）
2	参加表明書提出期間	令和6年2月19日（月）～2月29日（木） 午後5時15分まで
3	質疑書提出期間	令和6年2月19日（月）～2月22日（木） 正午まで
4	質疑書回答日	令和6年2月27日（火）
5	参加承認書の通知	令和6年3月4日（月）
6	企画提案書提出期間	令和6年3月4日（月）～3月18日（月） 午後5時15分まで
7	辞退届提出期限	令和6年3月18日（月）午後5時15分まで
8	審査日（プレゼンテーション）	令和6年3月26日（火）
9	審査結果通知、結果公表	令和6年3月28日（木）（予定）
10	契約締結	令和6年4月1日（月）（予定）

5. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けない。

(1) 提出書類・提出部数

- ① 参加表明書（様式1、正本1部）
- ② 会社概要書（様式2、正本1部）
- ③ 業務実績書（様式3、正本1部）

泉大津市を含む地方公共団体の健康増進計画等の計画策定業務実績を記入すること。ただし、元請けとして契約した業務のみに限る。また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

④ 管理技術者・担当業務実績書（様式4、正本1部）

契約締結後に管理技術者となる予定者について、③業務実績書と同様に記入すること。

(2) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出すること。

(3) 提出期間

令和6年2月19日（月）から2月29日（木）まで

泉大津市の休日に関する条例（平成元年泉大津市条例第28号）第2条に規定するの休日（以下「休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

郵送の場合、令和6年2月29日（木）必着とする。

(4) 提出先

泉大津市健康こども部健康づくり課（保健センター）（詳細は「11. 事務局」）

(5) 提出書類作成の留意事項

① 提出された参加表明に関する書類は修正又は変更は認めない。

② 提出された参加表明に関する書類は返却しない。

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年3月4日（月）に、参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知する。

(7) 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

① 提出書類 質疑書（様式5）

② 提出方法 電子メール

（ア）件名は【プロポーザル質疑：会社名】と記載すること。

（イ）受信確認のため、提出した旨を電話で連絡すること。

（ウ）電話対応時間は、開庁日の午前8時45分から午後5時15分までとする。

③ 提出期間 令和6年2月19日（月）から2月22日（木）正午まで

④ 提出先 泉大津市健康こども部健康づくり課（保健センター）（詳細は「11. 事務局」）

⑤ 回答日 令和6年2月27日（火）

⑥ 回答方法 各事業所より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめ、回答日の午後5時までに泉大津市のホームページにおいて掲示する。

※電話や窓口訪問による口頭での質問にはお答えできない。

⑦ その他 「③提出期間」を過ぎた質問等、指定した方法以外による質問には回答しないため留意すること。

6. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。
なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案届出書（様式6）

② 企画提案書（任意様式）

（ア） 企画提案書には、別紙2に掲げる審査基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。また、趣旨などを簡潔・明確にわかりやすく、具体的に記載すること。

（イ） 提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で20ページ以内を原則とする。

（ウ） 提案書は、1社1案とする。

（エ） 提案内容は見積金額内で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時においては、実現を約束したものとみなす。

（オ） 過去に受注した計画の概要版などがあれば添付すること。（ページには含まないものとする。）

③ 工程表（任意様式）

業務スケジュールをA4版の自由様式にて記入すること。

④ 実施体制調書（様式7）

⑤ 見積書（任意様式）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。

なお、「2. 業務委託の概要」の「(4) 業務費限度金額」に示す、業務の業務費限度額を超える金額の場合は失格とする。

(2) 提出部数

①、⑤は正本を1部提出すること。②～④までを1部として整理し、正本1部、副本10部を提出すること。

なお、副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないこと。

(3) 提出方法

「5. 参加申し込み」の「(2) 提出方法」と同様とする。

持参又は郵送

(4) 提出期間

令和6年3月4日（月）から3月18日（月）（午前8時45分から午後5時15分、休日を除く）郵送の場合、令和6年3月18日（月）必着。

(5) 提出先

泉大津市健康こども部健康づくり課（保健センター）（詳細は「11. 事務局」）

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された企画提案に関する書類は修正又は変更を認めない。
- ② 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- ③ 提出期間までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

7. 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、以下のとおり企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行う。審査基準項目と配点は別紙2「審査基準」のとおりとする。複数者において、審査の合計点数が90点以上で同点の場合、審査委員会において審議のうえ決定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行うものとする。審査委員会は非公開とし、審査結果、審査内容、採点に関する質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(1) 審査の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時

令和6年3月26日（火）

詳細は、「プレゼンテーション等開催通知書」で指定する。

② 実施場所

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 職員会館 3階集会室

③ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。

(イ) 企画提案者は控室に集合し、1者ずつ順番に職員が会場へ案内する。

持ち時間は1者につき40分程度（プレゼンテーションを20分以内、質疑応答（ヒアリング）を20分程度）とする。

(ウ) 「6. 企画提案書等の提出」の「(1) 提出書類②～④」としてあらかじめ提出した企画提案書等の内容について、わかりやすく簡潔に説明すること。

(エ) 追加資料の配付は認めない。

(オ) 原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明を行うこと。

- (カ) 会場に入室できるのは、3名以内とする。
- (キ) プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。
- (ク) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (ケ) 欠席した企画提案者の審査は実施しない。
- ④ 選定結果通知（結果通知）について
結果通知については、令和6年3月28日（木）（予定）に「選定結果通知書」を電子メールにて参加事業者に送付する。
- ⑤ プロポーザルの審査結果の公表について
上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公表する。

8. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3) 審査の合計が90点に満たない場合
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員が失格と求めた場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会
が失格と認めた場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場
合

9. 契約について

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、第4次いずみおおつ健康食育計画策定業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
- ② 業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ③ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 業務委託契約書

別紙3業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

10. その他

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(2) やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。

(3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(4) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を令和6年3月18日（月）午後5時15分までに、泉大津市健康こども部健康づくり課（保健センター）（詳細は「11. 事務局」）へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。

11. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

泉大津市健康こども部健康づくり課（保健センター）

〒595-0013 泉大津市宮町2-25

T E L 0725-33-8181（午前8時45分から午後5時15分、休日除く）

E-mail hokencenter@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行し、委託候補者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。